

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 27 / 発行：2019年4月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

コーポ桃山105号 市民測定所気付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



バイバイ原発 3.10 きょうとでアピール (円山野外音楽堂ステージ)

第2回期日も傍聴席満杯！ 国・東電の控訴理由書に反論

3月13日に行なわれた控訴審第2回口頭弁論は、JR京都線の運転見合わせの影響で抽選にはなりませんでしたが、傍聴席は無事満杯になりました。

法廷では、原告側代理人の森田弁護士と白土弁護士がプレゼンをし、国と東電の控訴理由書に具体的に反論しました。

報告集会では、両弁護士がプレゼンの概要とその背景について報告。田辺弁護士からは、進行協議についての報告がありました。そのあと、出席した原告が全員前に出て、ひとりずつお礼や思いを語りました（詳細は2〜3面に掲載）。

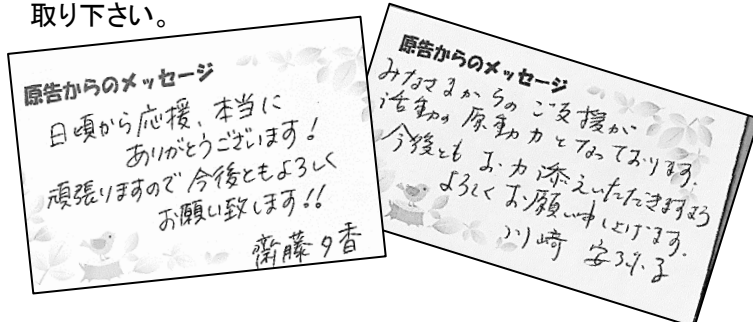
休憩後の第2部では、田辺弁護士が2月20日のかながわ裁判所判決（横浜地裁）について説明すると共に、京都訴訟の控訴審での課題について報告しました（詳細は4〜5面に掲載）。

翌14日は千葉地裁で千葉第2陣訴訟の判決があり、福島から控訴審に参加した原告さんが傍聴しました。26日には松山地裁でえひめ訴訟の判決があり、原告の萩原さんと事務局の上野が参加しました。28日には東京で院内集会和東電交渉が行なわれ、原告の堀江さんと事務局の奥森が参加しました（松山と東京の報告は6面に掲載）。

次回期日は6月13日（木）、開廷は午後2時30分です。ぜひ傍聴に来てください。

原告からのメッセージカードの紹介

報告集会などで原告らの手書きメッセージカードを配布しています。次回も配布する予定ですので、ぜひお受け取り下さい。



～控訴審の日程～

第3回期日…6月13日（木）

14時30分開廷

（大阪高裁 本庁舎 201号法廷の予定）

※手荷物検査があるため、傍聴券の抽選が早まっています。開廷時刻の1時間前をめぐりに本庁舎前にご集合ください。

※抽選に外れた方は模擬法廷（AP大阪淀屋橋）に参加して下さい。

控訴審第2回期日報告

3月13日、控訴審第2回期日が開かれました。参加した原告は、第1回期日の16人を上回る18人が10時からあり、護団がいなかったため、原告だけで入廷行進を行ないました。

裁判所の東門から原告が入って来ると、抽選券配布場所に集合していた支援者から大きな拍手が起りました。当日



入廷行進する原告団

は、JR京都線などが運転見合わせをしていた関係で、来るべき人が到着できず、傍聴席数80人で時間切れとなり、全員が傍聴券をもらって入廷ということになりました。その後、遅れて到着する人がいて、開廷までに傍聴券はなくなり、無事傍聴席は満杯になりました。以下、報告です。

原告側がプレゼン

法廷では、原告側代理人が国や東電の控訴理由書に対する反論をプレゼンしました。

森田弁護士は、国の津波予見可能性はなかったとする主張に反論。

◆1999年の津波浸水予測図を見ると、津波高が6メートルでも福島第1原発敷地全域が浸水することがわかっていました。

◆869年に起きた貞観津波を基にした東電の試算(2008年9月頃)によると、1号機〜6号機付近の津波高は8・7〜9・2メートルで、誤差を考慮して1・2倍すると軒並み10メートル(敷地高)を超える。

◆東電が依拠した津波評価技術は既往津波を参考にして想定津波を設定するもので、この手法を利用する者が、その時々最新の知見・データに基づいて震源を設定することが予定されていた。

◆長期評価は三陸沖北部から房総沖の海

溝寄りでは大型津波地震が起きる可能性を指摘したが、その根拠はその一帯で低周波地震が頻発しており、低周波地震の大型のもの津波地震であると考えた。

◆保安院からの問いに、東電高尾課長は津波評価技術では福島〜茨城沖では津波地震を想定していないことを挙げ、長期評価については「確率的に検討する」と説明したが、同氏はこの時のことを「40分くらい抵抗した」と述べ、「確率論で評価するのは実質評価しないこと」と述べている、などを挙げ、被告側の「予見可能性はなかった」という主張には根拠がないことを明らかにしました。

次に白土弁護士の弁論は、東電の「慰謝料は、避難指示区域で月額10万円、区域外では総額8万円(大人)が妥当」、「区域外では、放射線によって健康に対する危険が生じていたとまでは評価できない」という主張や区域外避難者に対する「平穏生活権

侵害はなかった」という主張に対する反論でした。そのため、2つの意見書が紹介されました。

◆辻内琢也・早稲田大教授の意見書は、震災から4年目の現状について宮城県2万7271世帯、岩手県1万2187世帯、福島県1万6686世帯を対象に行なったアンケート調査を基にするもので、心的外傷後ストレス障害(PTSD)の症状の強さを測定するために「改定出来事インパクト尺度(IES-R)」が用いられ、25点以上になるとPTSDと診断される可能性が高くなることとされている。福島ではIES-Rが25点以上だった人の割合が41%あり、これは過去の阪神淡路大震災(1か月後の避難所)の39・5%や新潟中越地震(3か月後)の21%と比べても高い。区域外避難者のIES-Rの平均点は24・9点で、これは帰還困難区域と居住制限区域の25・9点と比べても遜色がないことがわかる、と

いうものでした。

◆成元哲二ソン・ウォン・チョル・中京大教授の意見書は、中通りの9市町村で事故当時2歳前後の子どもを持つ世帯を対象に14項目のアンケート調査の結果に基づくもので、「経済的不安感」「健康影響への不安」「保養への意欲」「子育てへの不安」については5年後の時点でも半数程度が「あてはまる」としている。また、SQDという調査によると、PTSDは年々減少傾向にあるが、うつ状態は2013年から2015年にかけてほとんど変化が見られず高い水準にあることがわかる、というもので、避難元での被害の実態も重大かつ継続している。こうしたことから、白土弁護士は、避難指示区域と区域外の慰謝料額に差をつけるべきであるという東電の主張は誤りである、と結論づけました。

で13時から開催された報告集会では、まず川中弁護団長が「進行協議で双方の立証予定を述べ合ったが、裁判官はまだまだかかりそうですねという感想だった。われわれも、もつと力を出し切って、焦点を絞って裁判闘争を闘っていかなければならないと感じた」と挨拶。支援する会共同代表の平信行(京都「被爆2世・3世の会」)さんから「8年目の3・11ということで特集が組まれ、甲状腺がんや震災関連連死について触れたものもあったが、それと被ばくを関連づける報道はなかった。放射能安全電話が一定の効果を持っているのかなと感じた。そういう状態を変えていくためにも、この裁判闘争がますます重要な意味を持つて来ると思う」との挨拶がありました。

弁護団からの報告

そのあと弁護団から、今日の口頭弁論で陳述の概要や背景について説明がありま

報告集会

昼食休憩をはさん



報告集会で挨拶する原告たち

した。森田弁護士からは、○東電刑事裁判で出された証拠を入手し証拠として提出した、○この中には従来から東電がひた隠しにしていた防潮堤の設計図面もあり、津波高が一番高いとされた敷地南側だけではなく、全面に10メートルの防潮堤を造るとの計画だったことがわかる、○この証拠は膨大だが宝の山なので、丁寧に調べて活用していきたい。マンパワーが必要だが、全国の弁護士と協力してやっていきたい、という報告がありました。

白土弁護士からは、○損害論で京都判決の乗り越えるべき点は、主に慰謝料が低額であることと賠償期間を2年に限定したこと、○東電は避難指示区域とそれ以外のところでは全然違うと主張している、○そこで、放射線マップを示して、どこで線引きできるという状態ではないということを言った、○意見書としては、生業訴訟の成元哲さんと東京訴訟の辻内琢也さんのものを使わせてもらった、○全国の弁護士団でコミュニケーション侵害、ふるさと喪失慰謝料ということを主張しているが、裁判官にそれをどう伝え、どう立証していくのが課題になっている。先日、かながわ訴訟では法廷で事故前の福島での幸せな生活の情景を放映していたというのを原告の福島さんから聞き、そういう伝え方もあるのかと思った。今後、弁護士と原告が緊密に知恵を出し合っていきたい、との報告がありました。

田辺弁護士からは、○東電刑事裁判での証人尋問調書が手に入った。刑事事件の記録を民事裁判に渡すのは減多にないこと、○津波対策から逃げまくった末にいったん津波対策をすることに決めたあと、「ちやぶ台返し」でひっくり返した、そういう経過が全部載っている調査なので、東電・国は証拠にしたくないはずだが、国はこの調書を基に準備書面を書くと言っている。また国は損害についても総論を書くと言っている、○東電も責任論、損害論を書くと言っている。これまで東電はプレゼンをしたことがないが、次回はプレゼンをする可能性がある、○裁判官は冷静に判断したい人たちなので、集中力を乱されるのを嫌がる。みなさんは冷たい視線を向けながら静かに聞きましょう、○先日、原告の園田さんたちと勉強会をして、国連人権理事会が日本政府に対して勧告を出したり、警告文を出したりしているという

ことを教えてもらったので、これについて一本準備書面を書きたい、○ひょうご訴訟が先進的に取り上げておられる不溶性セシウムボールについても、空間線量は下がっても土壌汚染は動かないし、測れば出てくるので、そういう所に住むことはいかにリスクがあるかという観点で取り上げていきたい、という報告がありました。

原告たちが挨拶

そのあと、報告集会に参加した原告が全員前に出て、一人ずつお礼や思いを語りました。要点だけをかいつまんで紹介します。○裁判所に入る時、拍手喝さいで迎えてもらい感激した。○同じ団地に避難していた50歳の女性が年明けに孤独死した。裁判もADRもしておらず、ほとんど付き合いがなかった人だが、原発事故さえなければそういう死に方はしていなかったと思うとくやしい。○長らく住んでいた公務員宿舍が今月末で閉鎖される。避難者同士が顔を合わせる場が裁判期日しかなくなってしまうのかと思いい、複雑な思いだ。これからも繋がりを大切にしていきたい。○この裁判を通じて弁護士の先生や支援者のみなさんから成長させてもらった。みんなも力強くなっている。○裁判もしていなくて苦しんでいる人もいるので、そういう人にも声をかけていきたい。

○福島から参加した。原発事故を風化させたいいけないという思いがある。明日は千葉第2陣訴訟(判決)に行く。○引き継ぐ者がいなくて、施設の理事長を続けているが、現場にいないので新しく入って来た職員や入所者の顔と名前を覚えられない。名前だけの理事長になったのが悲しい。いま甲狀腺がんになり自然治癒力を信じて頑張っている。○過去2年間、海外で原発被害者の声を届けて来た。この問題を国際問題化しようといろんな人が協力してくれている。皆さんがこうやって来てくださるのが私の原動力になっている。○途中で裁判を辞めたいと言ったこともあるが、「福島以外にもこんな大変な人がいるというのが戦力になる」と言われて踏みとどまった。栃木の人たちのためにもなるのではと思いい、参加させてもらっている。○私たちが皆さんの前で話をするのができるようになったのも、皆さんが話を聞いてくださったからだ。先日、南相馬の市議員の方と話したが、「中から声を上げるのには限界がある。外から風穴を開けてほしい」と言われた。人に言えないことがどれだけ苦しいことか。頑張っていくので応援してほしい。最後に共同代表の堀江さんが、「この間、イベントや集会に手分けして出かけて行き、話やアピールをさせてもらった。機会があれば誰かが話に行くので、声をかけてほしい」と訴えました。

報告集会第2部では、2月20日に出されたかながわ訴訟判決（横浜地裁）の解説と評価を田辺弁護士にお願いしました。以下、要約を掲載します。

津波の予見可能性

いま全国で30件ぐらいの賠償訴訟が争われているが、その中には東電だけを訴えているものもある。もともと原発事故については原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）で原子力事業者（今の場合は東電）の無過失責任が明記されている。だから、賠償金をとるだけだったら、東電だけを訴えればいい。現にそういう裁判もある。

報告集会第2部では、2月20日に出されたかながわ訴訟判決（横浜地裁）の解説と評価を田辺弁護士にお願いしました。以下、要約を掲載します。

あえてハードルを上げて国を訴えたのは、避難者が非常に厳しい状況に置かれており、それは国が一切支援をしないからだ。復興庁は、少なくとも区域外の避難者にはなんの支援もしていない。

京都訴訟を含めてほとんどの裁判が国を相手にしていて。国を相手どるといことは、国に違法行為があった、過失責任があった

て長期評価を行なっている。そこが2002年の段階で、今後30年間に20%の確率で津波地震が起ると公表した。この知見をどう扱うかということ、原子力業界では問題になっていた。最初のうちは、知見としても不確かなものだというところで逃げていた。

森田弁護士が述べた長期評価、これは国が法律に基づいて作っている地震調査研究推進本部が英知を結集して長期評価を行なっている。そこが2002年の段階で、今後30年間に20%の確率で津波地震が起ると公表した。この知見をどう扱うかということ、原子力業界では問題になっていた。最初のうちは、知見としても不確かなものだというところで逃げていた。

の長期評価にある。その点は、国の責任を否定した千葉の裁判所も含めてすべての裁判所が認めてきていた。ところが今回のかながわ判決は、2002年の長期評価では予見は難しかったと言っている。その限りでは、国の側は勝っている。

その点は、国の責任を否定した千葉の裁判所も含めてすべての裁判所が認めてきていた。ところが今回のかながわ判決は、2002年の長期評価では予見は難しかったと言っている。その限りでは、国の側は勝っている。

がずれたのかを逆にシミュレーションされ、こういう震源でこれぐらいの規模の地震が起こったんじゃないかというモデルを発表された。それが2008年頃。

かながわ判決は、長期評価だけでは予見はできなかったけれど、2008年頃には貞観津波の知見があったんだから、予見はできたと結論づけた。今まで他の裁判所が認めてきたことを否定したので困ったと思うが、結論的には国の責任を認めたのだからいいかとも思っている。危機感を持ちながらも、そういう思いがある。

★ 当面の主な関連訴訟と集会 ★

- 5月 9日 (木) 大飯原発差し止め訴訟 (14時半～ 京都地裁)
- 16日 (木) ひょうご訴訟第29回期日 (14時～ 神戸地裁)
- 19日 (日) 老朽原発うごかすか！ 関電包囲全国集会 (13時～ 関西電力本店前 主催:原発うごかすな！実行委員会)
- 20日 (月) 九州訴訟第18回期日 (10時～ 福岡地裁)
- 22日 (水) ひろしま訴訟 (15時～ 広島地裁)
- 23日 (木) 関西訴訟第22回期日 (14時～ 大阪地裁)
- 28日 (火) おかやま訴訟第16回期日 (14時～ 岡山地裁)
- 6月 1日 (土) 大飯原発差し止め訴訟原告団総会 (13時半～ ハートピア京都)
- 4日 (火) 福井原発訴訟(滋賀)第23回期日 (14時半～ 大津地裁)
- 12日 (水) 九州訴訟第19回期日 (10時～ 福岡地裁)

たんじやないかと悩んでいるのではないかと悩む。かながわの裁判官が、これまで他の裁判所が認めてきたことをなぜ否定したのか、国が新たに押し出した主張に影響されたのか、その辺の評価はまだできていない。



報告集会で話をする田辺弁護士

のは当然だと思っ
かながわ判決の認
識は東電の現場の対
応とも違う。現場は
なんとかごまかし
て、どうやって逃げ
ようかと考えてい
た。確定的評価と確
率論的评价という言
葉を聞かれたことが
あると思うが、確定
的评价とは長期評価
の30年間で20%の
確率で来るというこ
とを定まったものと
して考えること。そ
うすると対策を立て
なければならぬ。
それに対応する考え
方として確率論的評
価というものがあ
る。

東電は確率論的評
価で対応すると言っ
てその場を逃れた。
しかし、地震や津波
に関する確率論的評
価手法というのは、
その当時まったく確
立されていなかった。
だから、東電の社
員は社内会議のメモ

で「確率論で評価す
るということは実質
評価しないというこ
と」と書いている。現
場は長期評価を取り
入れて安全対策をし
なければいけないと
いうことを知ってい
た。それなのになぜ
かながわ判決は長期
評価の信用性を否定
したのか、僕には理
解できない。

損害賠償について

かながわ判決の被
害回復の水準は物足
りない。避難指示区
域の避難者と区域外
からの避難者とは隔
絶しているが、唯一
評価しているのは、
帰還困難区域、居住
制限区域、避難指示
解除準備区域の間に
あった格差をなだら
かにしたという意味
合いでは悪くはなか
ったと思うが、スタ
ートが良くなかつ
た。

今日白土先生がプ
レゼンで主張した
が、避難指示が出て
いようが出ていま
いが、それは行政側
都合に過ぎない。原
発事故まで公衆被ば
く限度と言われてい

た1ミリシーベルト
を大きく超えるよう
な空間線量と土壌汚
染、除染したと言っ
ても裏庭に積んでお
くような状況、そん
な所での生活をなせ
強要されなければい
けないのか。避難は
そうせざるを得ない
からしたのであつ
て、好きで避難した
わけではない。

避難者が多いので、

苦慮しているところ
だ。避難指示があれ
ば、ふるさととは失わ
れたように見える。
他方、避難指示のな
いところで町並み
は変わっていないよ
うに見える。しかし、
みなさんが不安なく
住んでいるわけでは
ないし、正しい情報
を与えられて自分を
防護できているわけ
でもない。この不正
常な状態をどう評価
したらいいかをずつ
と考えている。

かながわ判決は、
先に言ったような点
は是正したが、指示
区域の内外の格差に
ついては変わってい
ない。関西は区域外

明らかになっていく
ことが必要だろう。
時間がかかって
原告さんには申し
訳ないと思うが、時
間が経つ中で明ら
かになってきたこ
ともある。例えば、
甲状腺がんにかか
った子どもたちが
200人を超えた。
低線量被ばくの影
響というのは発が
ん率が数%上がる
程度だと言われて
いるので、たくさん
の人を長期間観察
しないとデータが
取れないが、201
0年代になってか
らビッグデータが
使えるようになり、
大規模なデータを
収集できるようにな
った。自然放射線
は地域によって違
うが、例えばスイス
の研究で自然放射
線の高い地域では
子どもに影響が出
ているという研究
が出るようになって
きた。そういう疫学
研究は、低線量被ば
くの影響はあるとい
う方向を指し示し
ている。

証拠・事実はある。
足りないのは、疫学的
立場から柴田先生ら
の主張はこういう点がお
かしいと指摘してもら
うことかなと思ってい
る。そういう専門家に
当たることが課題だと
考えている。

支援する会の会員になってください!

◎年会費 個人1口:1,000円

【郵便振替口座】

口座番号:00930-0-172794

口座名称:原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望する方は、
通信欄にメールアドレスをご記入ください。



◆ 英国からの便り
原告・園田みつこさん

英国にいたる園田
です。

私は先週、13日の
期日報告集会でもお
話したロンドンとエ
セックスの講演を無
事終えました。

ロンドン国会議

事堂院内集会では、
英国緑の党国会議
員キャロライン・ル
ーカスさんが司会
をされ、福島原発事
故被害者の状況とフ



国会議事堂での院内集会の様子

クイチの状況を事前
によく勉強されてい
ると感じました。

関西訴訟の森松さ
んと北海道に避難さ
れた女性が通訳を通
して発言をされまし
た。

私はスライドを使
い、避難の経緯、国
と東電は現在も原発
事故の責任をとら
ず、東京オリンピッ
クに向けて事故も被

災者の存在も
なかったとこ
とにしようと
しているとい
うことを話さ
せていただき
ました。
会場は満席
状態で、若い世
代も参加して
くれて、全体的
にいい院内集
会になったと
思います。
ルーカスさ
んとは開始前
に、今後英国で
福島の問題を
もつと取り上
げるようよう
直接お話しす

ることもできました。

エセックス大学で
は1日目は大学院生
対象に約2時間の講
演をしました。2日
目はアジア人権カン
ファレンスで、ここ
らもスライドを使い
お話ししました。

こちらにもほぼ満席
で会場には、大学生
院生、英国各地から
大学教授、国連特別
報告者3名もいらし
ていました。

質疑応答の後、司
会者から、学生たち

えひめ訴訟判決に
参加しました

3月26日、えひめ
訴訟の判決を聞くた
めに原告の萩原さん
と一緒に松山地裁に
行ってきました。

当日は原告や地元
の支援者のほか、生
業訴訟の中島原告団
長、かながわ訴訟の
村田原告団長など各
地の原告や弁護士な
どが集まり、50席あ
る傍聴席は満杯にな
りました。

判決は、京都訴訟
の控訴審で国が成熟
していないかったと言

が自国に帰った時に

人権問題へ立ち向か
うために、なぜ私は
日本国内や海外で活
動をしているのか話
してほしいと言われ
ました。

国も東電も原発事
故の責任をとらず、
私たちの自己責任に
していること、それ
を絶対に許さないた
めに私たちは立ち上
がり、私は京都訴訟
の原告として仲間と
共に闘っていると言
えました。

っている長期評価に
ついて、「相当程度の
信頼性を有する見解
だった」とし、200
2年末には予見は可
能だったと明快な判
断を示しました。

また、国が規制権
限を行使しなかった
ことは著しく合理性
を欠き、違法だと国
の責任を認めまし
た。
東電と国を相手取
った裁判は、このえ
ひめ訴訟判決で6勝
2敗となりました。
3月14日に出た千
葉第2陣判決が国の
責任を認めないとい
う、ひどい判決だっ



えひめ訴訟判決後の報告集会

森さんが参加されま
した。

◆ 院内集会

最近判決が出た、か
ながわ訴訟、千葉第二
陣訴訟、愛媛訴訟から
報告がありました。

「一歩ずつは前進
してきている。被害
は進行中であり、住
宅から追い出しに遭
い、闘っている人も
いる。国会で反省決
議をしてほしい。こ
れが無い限り具体的
な解決は先延ばしに
なる」(かながわ訴訟
の村田原告団長)

「予見はできたが
結果は回避できなか
ったという不可解な
判決だった。損害論
については、これま
で一番ひどい判決
だ。高裁で引っくり
返したいのでご協力
を」(千葉訴訟)

「裁判官も人間であ
り、良心得勝たせてく
れたと思っている。風
化させないよう、原告
の意見陳述を朗読し
てきたことも有効だ
ったと思う」(愛媛訴
訟の野垣弁護士)
そのあと、全弁護
士の米倉弁護士より原
発被害訴訟の現状と
課題について報告が

あり、各地の訴訟団
からもアピールがあ
りました。

◆ 東電交渉

東電から、和解案を
拒絶した件で世耕大
臣より改善するよう
指導を受けたという
発言があり、ここで紛
糾しました。東電は、
拒否の理由は非公開
なので回答できない、
改善するよう検討し
ていると言っています
ましたが、やり取りの
結果、大臣への報告内
容も含めて、4月19
日までにかしらの回
答をもらうことにな
りました。

アスベスト訴訟の
方の「原告の奮闘、世
論が一番大事」という
言葉を忘れずに、これ
からさらに頑張りたい
と思います。

院内集会参加の
各訴訟原告

